第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

〔キャッシュ・フロー計算書　関係〕

1．資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	732,107,638円
資金期末残高	732,107,638円

2．重要な非資金取引の内容

新たにファイナンス・リース取引によって取得した資産の金額は、2,421,195円であります。

〔金融商品に関する注記〕

1．金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については１年以上の長期にわたり運用が可能となる余裕金について、満期保有を原則として独立行政法人通則法第47条に規定されている金融商品（国債、地方債及び政府保証債）のみを対象として行っており、デリバティブ取引は行っておりません。

上記以外の期中において短期的に生ずる資金運用については、預金に限定して行っております。また、運用先金融機関等の債務不履行リスク等に十分配慮し信用ある格付け機関の格付けを「A」以上として選定し定期的に確認を行っております。

なお、余裕金の運用にあたっては内部規程に定められた制限及び手続きをもって行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額（＊）A	時価（＊）B	差額B－A
⑴現金及び預金	732,107,638	732,107,638	0
⑵未収金	145,462,025	145,462,025	0
⑶未払金	(399,580,496)	(399,580,496)	(0)
⑷リース債務	(77,638,493)	(77,079,527)	(△558,966)

（＊）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金、⑵未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

（注２）リース債務に係る貸借対照表計上額及び時価については、１年以内に返済予定のリース債務を含んでおります。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

該当する賃貸等不動産はございません。

〔不要財産に係る国庫納付等に関する注記〕

1．不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

種　　類	帳簿価額	取　得　財　源
現金及び預金	2,022,000円	労働保険特別会計（雇用勘定）政府出資金
現金及び預金	300,000円	労働保険特別会計（雇用勘定）運営費交付金

2．不要財産となった理由

職員借上宿舎の不動産賃貸借契約に基づく差入敷金のうち契約を解除したものの返還金であり、今後使用する見込みがないことから不要と判断したため。

3．国庫納付等の方法

金銭納付

4．国庫納付等の額

2,322,000円

5．国庫納付等が行われた年月日

平成25年11月８日

6．減資額

2,022,000円

〔資産除去債務に関する注記〕

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの。

1．資産除去債務の概要

当機構が保有する建物の一部にはアスベストが使用されており、アスベスト除去時に特別の処理が義務付けられております。当機構は、当該義務の履行に要する除去費用の将来キャッシュ・フローを合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

2．資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を32年（建物耐用年限）と見積もり、割引率は2.266％（見積り時点における30年国債の利回り）を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

3．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	740,372円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—円
時の経過による資産除去債務の調整額	16,777円
資産除去債務の履行による減少額	—円
期末残高	757,149円

〔重要な債務負担行為〕

重要な債務負担行為はございません。

〔重要な後発事象〕

重要な後発事象はございません。

〔追加情報〕

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年１月20日閣議決定）において、労働安全衛生総合研究所と「統合し、成果目標達成法人とする。」とされた事項については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、労働安全衛生総合研究所は他法人と統合されることとなり、当機構は単独で中期目標管理型の法人として位置づけることが適当とされました。

また、労働行政担当職員研修（労働大学校）については、「政策研究機能と研修機能が同じ組織の下で一体的に運営され、高い相乗効果を発揮していることを踏まえ、引き続き本法人が実施する。」とされております。